

## 社会福祉法人英集会 評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人英集会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第15条及び第22条の2に基づき置かれる理事及び監事並びに顧問をいう。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員等のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 評議員 報酬・・・別表1
- (2) 役員等 報酬・・・別表2

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
- 5 この法人の全顧問の報酬総額は、年間36万円以内とする。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、評議員及び役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費基準に準じて出張費として支給すること

ができる。

(支給の方法)

第6条 評議員及び非常勤役員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年3月29日（定時評議員会の議決日）から施行する。

この規程は平成30年12月6日（時評議員会の議決日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、顧問設置に関する定款変更に係る岐阜市長認可の日（令和6年4月4日）から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（役員等の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること

(3) 顧問

月 額
30,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。